

《医療法人厚仁会 一般事業主行動計画》

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を発揮し、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1： 女性職員のみならず、男性職員に対し育児休業制度や雇用保険法に基づく育児休業給付金や出生後休業支援給付金などについての制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和7年4月～ 産後パパ育休や育児休業に関するリーフレットを作成
- 令和7年5月～ 回覧及び院内の見やすい箇所へ掲示し、周知する。

目標2： 時間外労働が発生している職種を対象に、業務内容の見直しと改善を行い、時間外労働を削減する。

<対策>

- 令和7年4月～ 時間外労働の原因を分析し、課題を把握する。
- 令和7年6月～ 課題に対する対策を検討・検証する。
- 令和7年8月～ 対応策を導入し、改善を図る。